

南砺中央介護医療院 サービス契約書

_____様（以下「入所者」という。）と南砺中央介護医療院（以下「施設」という。）は、施設が入所者に対して行う介護医療院サービスについて、次のとおり契約します。

（事業の目的）

第1条 施設は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、本施設において、医学的管理のもとで、看護、介護の援助により、入所者の意思及び人格を尊重するとともに、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように施設サービスを提供するものとします。

2 施設は、入所者に対し、介護保険法令等に基づく介護医療院サービスを提供し、入所者は、施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うものとします。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は令和 年 月 日から入所者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の2週間前までに、入所者から文書若しくは口頭による契約終了の申し出がない場合、かつ、入所者が要介護認定の変更又は更新により要介護者（要介護1～要介護5）と認定されている場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとします。

（施設サービス計画）

第3条 施設は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

（1）入所者について解決すべき課題を把握し、入所者の意向をふまえた上で、介護医療院のサービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

（2）必要に応じて施設サービス計画を変更します。

（3）施設サービス計画の作成及び変更に際してはその内容を入所者に説明し、同意を得るものとします。

（介護医療院サービスの内容）

第4条 施設は、施設サービス計画に沿って、入所者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、入所者の希望、状態に応じて、適切なサービスを提供します。

2 施設は、地域に開かれた施設になるよう、地域との交流・結びつきを重視し、連携に努めます。

3 入所者が、利用できるサービスの種類は【別紙重要事項説明書】の通りです。

- 4 施設は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するとともに、職員に対する研修及び訓練を定期的実施します。
- 5 施設は、虐待防止法に基づき、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止のための委員会を設置し、職員に対する研修を定期的実施します。
- 6 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、職員に対する研修を定期的実施します。
- 7 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、職員に対し、当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

（要介護認定の申請に係る援助）

- 第5条 施設は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとします。
- 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認のうえ、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとします。

（サービス提供の記録）

- 第6条 施設は、介護医療院サービスの提供に関する、設備、備品、職員及び会計等の諸記録を整備し、これを事由の発生から 5年間保管します。
- 2 入所者は、前項の記録の閲覧およびコピーの提供を求めることができます。入所者に意思決定能力がなく、かつ後見人がいない場合は、必要に応じて入所者家族が閲覧・コピーを求めることができます
 - 3 前項の規定により、コピーの提供を求められた場合、実費相当額を請求いたします。

（利用料）

- 第7条 入所者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める、利用単位ごとの負担料金、食費・居住費（滞在費）として施設が定めた料金、個別に利用されたサービスの実費をもとに計算された月ごとの合計の請求額を支払うものとします。
- 2 施設は、サービスの対価として月毎に算定された利用者負担額を入所者に通知します。
 - 3 入所者は、サービスの対価として月毎に算定された利用者負担額を支払います。
 - 4 施設は、入所者から料金の支払いを受けた時は、入所者に対して領収書を発行します。
 - 5 施設は、利用料を改定する場合には、当該改定内容を施設内に掲示等した上で、一ヶ月程度の周知期間を経て改定することとします。

(契約の終了)

第8条 入所者は、施設に対し、原則、7日以上予告期間をおいて文書若しくは口頭で通知することにより、この契約を解除できるものとします。

2 次の事由に該当した場合、施設は、入所者に対し、原則30日間の予告期間をおいて、文書若しくは口頭で通知することにより、この契約を解除することができるものとします。

(1) 入所者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく2カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、その後30日以上期間を定めて支払われない場合。

(2) 入所者が、施設やサービス職員又は他の入所者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為（職員や他の入所者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等）を行った場合。

(3) やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。

(4) 入所者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と認定された場合、所定の期日が過ぎた場合。

3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 入所者が他の施設等に入所等が決まり、その施設において入所者を受け入れる態勢が整った場合。

(2) 入所者が他の病院施設に入院する必要性が生じ、その病院施設において入所者を受け入れる態勢が整った場合。

(3) 入所者において、介護医療院サービス提供の必要性がなくなった場合。

(4) 入所者が死亡した場合。

(退所時の援助)

第9条 施設は、契約が終了し入所者が退所する際には、入所者及びそのご家族の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(秘密保持)

第10条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省が策定した「医療・介護関係施設における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」及び「南砺市個人情報保護法施行条例」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

2 施設は、入所者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関等に入所者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 第2項に拘らず、入所者にかかわる他の居宅介護支援施設等との連携をはかる等、正当な理由がある場合には、入所者又はそのご家族等の個人情報を用いることができるものとします。

4 第1項にかかわらず、サービスの質の向上を目的とし、施設が第三者評価を受診する場合においては、富山県が認定した第三者機関に対して、入所者及びその家族等に関する

る個人情報を提供できるものとします。また、富山県が認定した第三者評価機関の従事者が、施設から提供された入所者の個人情報を閲覧し、第三者の実施に必要な審査を行うことができるものとします。

(入所者の施設利用上の注意義務等)

- 第11条 入所者は、本施設の設備・敷地を本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 入所者は、施設の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
 - 3 入所者の心身の状況等により配慮が必要な場合には、入所者及びそのご家族等と施設との協議により、施設・設備の利用方法等を決定するものとします。
 - 4 入所者は、入所中は当施設の承諾なく、他の医療機関において薬の処方を受けないものとします。

(賠償責任)

- 第12条 施設は、介護医療院サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により入所者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、入所者に対してその損害を賠償します。ただし、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者側の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第13条 施設は、事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備するとともに、事故発生防止のための委員会を設置し、職員に対する研修を定期的に行います。
- 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、速やかに南砺市、入所者のご家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。
 - 3 施設は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録を行います。
 - 4 サービスの提供に伴い、施設の責めに帰すべき事由により、入所者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、誠実な対応を行い、入所者若しくはそのご家族に対してその損害の賠償を行います。

(連絡義務)

- 第14条 施設は、入所者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(苦情への対応)

- 第15条 施設は、介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずるものとします。

2 施設は、法第23条の規定により南砺市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は南砺市からの質問若しくは照会に応じ、及び南砺市が行う苦情に対する調査に協力するとともに、南砺市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(本契約に定めのない事項)

第16条 入所者及び施設は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入所者及び施設は、施設の住所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(重要事項説明)

第18条 入所者は、施設より指定介護医療院サービスを利用するにあたり、「重要事項の説明」を受け、それに同意いたします。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者事業者各1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

事業者 住所

事業者名

利用者 住所

氏名

身元引受人 住所

氏名